

**令和8年度**

**宇和島市水道事業経営審議会**

宇和島市上下水道局

**令和 8年 5月**



## 【資料内容／もくじ】

---

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿	P 1
-------------------	-----

---

宇和島市水道事業経営審議会条例	P 2
-----------------	-----

---

---

説明資料

---

議題 答申に向けた意見集約	P 3
---------------	-----

---

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿

令和7年11月1日現在

区分	団体名等	役職名	氏名（敬称略）
学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	羽鳥 剛史
	安達三郎税理士事務所	税理士	安達 三郎
水道利用者	吉田地区		濱田 かなめ
	三間地区		宇和木 眞由美
	津島地区		山下 由美
各種団体	宇和島市連合自治会	会長	宮本 直明
	宇和島市女性団体連絡協議会	副会長	三好 綾
	宇和島商工会議所	専務理事	岩村 保昌
	宇和島青年会議所	理事長	森 拓也
	宇和島市社会福祉協議会	副会長	安岡 賢司

以上 10 名

## 宇和島市水道事業経営審議会条例（抜粋）

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

■ 前回の経営審議会 議事録

令和7年度 宇和島市水道事業経営審議会

開催日時	令和8年3月23日(月) 13:25~14:50
会場	柿原浄水場 2階大会議室
定足数	定数10名中8名出席 ※ 過半数の出席により成立
傍聴	計30席準備 報道関係1者(宇和島ケーブルテレビ)、一般傍聴なし
議題	議題① 水道料金の算定方法 主な質疑応答は以下のとおり
質疑応答	<b>(1) 料金改定の算定期間</b> 事務局より算定期間を5年間とした理由等を説明。 委員からの質疑等は、特になし。
	<b>(2) 料金体系の選択(用途別または口径別)</b>
【質問】	Q. 宇和島市は、なぜ用途別なのか？
【回答】	A. 公衆衛生の向上を目的に水道を普及させるため、一般家庭の料金をなるべく安く、負担能力の高い事業主の料金を高くしてきた。
【質問】	Q. 口径別料金とは、水道管の口径で設定するのか？
【回答】	A. 水道メーターの口径(13~150mm)で設定する。一般家庭では、主に13mmメーターを設置している。
【質問】	Q. 口径別に移行するのは、何年後の想定か？
【回答】	A. 他市町では、用途別(家庭用と業務用)の料金較差が1,000円程度のタイミングで、用途別から口径別に移行した事例がある。今回の料金改定では、家庭用と業務用の料金較差を1,200円程度にまで縮めたいと考えており、次の料金改定で1,000円程度にまで縮めることができれば、その次(次々回)の料金改定で口径別に移行したいと考えている。算定期間がそれぞれ5年だとすると、10年後(R19年度)に口径別へ移行することになる。
	<b>(3) 確保する事業費の評価(5年間の不足額:約13億2千万円)</b>
【質問】	Q. 収入の「その他」約4千万円には、具体的に何があるか？(資料P11)
【回答】	A. 受託工事手数料、指定給水装置業者更新手数料、一般会計負担金等がある。
【質問】	Q. 資産維持率について、標準3%を0.9%に設定しているが、資産維持費約8億円で足りるのか？
【回答】	A. 前回(H28年度)の料金改定では、資産維持率0.45%と今回の半分で設定し、残りは企業努力でカバーしてきた。また、耐震化工事を行っていく上で今の体制で抱えきれない規模の更新を考えると、0.9%の設定となる。

【質問】	Q. 実施できる企業努力はすでに行っていると思う。企業努力がこれ以上できるか心配している。
【回答】	A. 前回の料金改定は、6年間の算定期間だったが、令和3年度を超えて令和7年度まで料金改定を先延ばししている(※実際の料金値上げの先延ばしは、R4～8年度の5年間となる。)。企業努力として、やれることは限られるが、今後も企業努力を継続し、経費削減に努める。
<b>(4) 経営改善の評価 ※前回の説明事項</b>	
【質問】	Q. (隔月請求制度の導入について) 納付書等の郵送料削減が目的であるならば、納付書払いを口座振替に変更することで経費削減は可能ではないかと思うが検討したか？
【回答】	A. 使用者の約9割が口座振替、残りの1割が納付書払いである。 口座振替を推奨しているが、一方では、水道使用者の利便性向上のために、コンビニ払いやスマホ決済も導入しており利用者も多い。口座振替の推奨以外の経費削減方法として、隔月請求制度を導入したい。
【質問】	Q. 隔月請求制度へ移行した後、分割払いを希望する場合は、口座振替を条件としてはどうか。
【回答】	A. (条件を付けることは難しいので、) 今後も口座振替を推奨していきたい。
<b>質疑応答 (5) 料金単価の設定 (平均改定率 15%程度)</b>	
【質問】	Q. 全用途の平均改定率が15%であり、改定率のうちでは家庭用が最も高いが、市民から不満の声が出ないか？他の用途も一律15%にしてはどうか？
【回答】	A. 平均改定率を一律にすると、家庭用と業務用の料金較差が広がり、将来、口径別に移行する場合、業務用を値下げし、家庭用は大きく値上げしなければならなくなる。今回の料金改定も、前回と同様に用途ごとに異なる改定率を設定し、それらの較差をなるべく小さくする必要がある。
【質問】	Q. 将来、何年後に口径別に移行するのか、その予定も今回の改定時に示せば、市民の理解を得られるのではないか。水道局が目指すところを明確に示すことが大事。
【回答】	A. 今回提示している改定率は、家庭用の方が高いが、値上げ額は、業務用の方が30円高い。前回の料金改定の考え方を踏襲して改定案を提案している。 全体の改定率を抑制するための企業努力や、15%程度の料金改定を行わなければ事業が維持できないこと、費用負担の公平性を考慮した分かりやすい料金体系を目指していることなど、水道局の目指しているものと審議会の総意を明確にし、分かりやすく公表していきたい。
【質問】	Q. 改定率で表示すると値上げ幅が高く感じる。改定額で表示してはどうか。
【回答】	A. 表示、公表方法については、分かりやすくなるよう工夫したい。

## 経営審議会の進め方

① 令和8年2月19日（木）	適正な水道料金のあり方について（諮問） 水道事業の現状と課題について説明
② 令和8年3月23日（月）	水道料金の算定方法について説明 （算定期間、総括原価の考え方、料金の調整方法など）
③ 令和8年5月8日（金）	<b>答申に向けた意見集約</b> <b>（審議委員の意見を取りまとめ 答申案を協議）</b>
④ 令和8年6月2日（火）	審議会答申（案）を確認、決定
⑤ 令和8年7月	答申書を市長へ提出
（令和8年9月）	答申内容等について議会へ報告
（令和8年10月）	パブリックコメントを実施
（令和8年12月）	市議会へ、料金改定案を上程（※給水条例の改正）
◆ 令和9年1月	料金改定案の議決結果を報告
（令和9年4月）	新料金の施行（4月使用分、6月請求から適用開始）

## (1) 料金改定の算定期間

### ① 事務局からの説明事項

- 目安：日本水道協会「水道料金算定要領」 水道料金の算定期間は、3～5年が基準
  - 今回：R11年度に「水道ビジョン・第8次整備計画、経営戦略」の中間評価と改正予定  
同時期に、次回の適正料金の見直しが必要かどうかを整理したい
- ➔ **料金改定の算定期間：令和9～13年度（5年間）に設定**

### ② 主な質疑応答内容

※ 経営審議会からのご意見、ご質問：特になし

## (2) 料金体系の選択

### ① 事務局からの説明事項

#### ● 水道料金の主な体系

- ① 用途別（約3割）水の使い道による較差（事業者は高く、生活用水は安価な料金）
- ② 口径別（約6割）使うことができる水の量による較差（大口径ほど高い料金）

#### ● 本市の水道料金体系：用途別

H28料金改定時の審議会提言「今後は、口径別料金体系への移行を目指すこと」  
今回は「用途別」を継承。用途間の料金較差を縮め、口径別への移行に向け調整

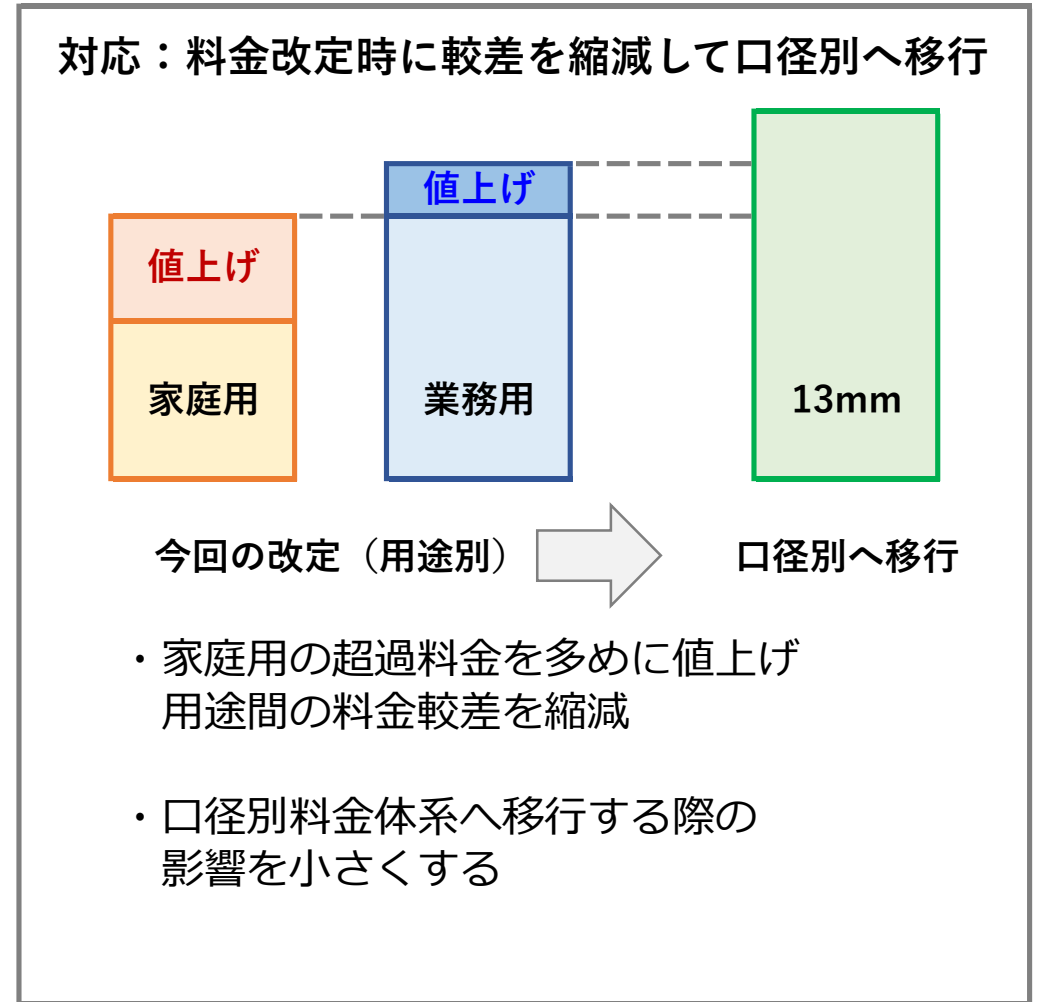
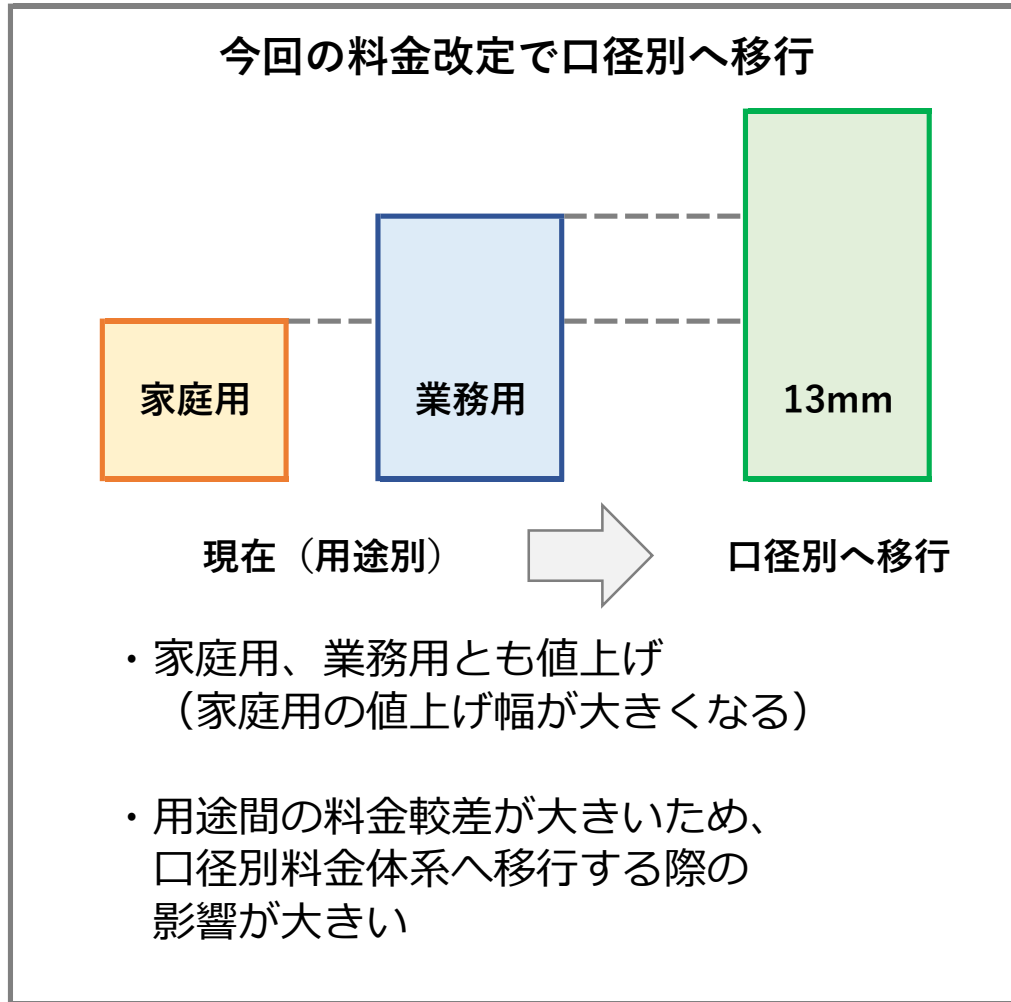
### ② 主な質疑応答内容

Q. 何年後に口径別へ移行するのか？

水道局が目指すところを明確に示すことが大事。

➡ 考え方や移行スケジュールについて、ご説明します。

## 用途別から口径別へ移行する際の課題（イメージ）



## 口径別料金体系への移行スケジュール（5年毎に料金改定する場合）

- 料金改定ごとに料金較差を200円程度縮減し、R19年度（10年後）の口径別移行を目指す。



### (3) 確保する事業費の評価

#### ① 事務局からの説明事項

- 「水道料金算定要領」 水道料金は総括原価方式で算定
- R9～13（5年間）の総括原価：約103億9千万円  
うち、将来の設備更新に必要な費用（資産維持費）：約8億円
- （前回の説明） 財源不足：約13億2千万円  
➔ **現在の料金から15%程度の値上げに相当**

#### ② 主な質疑応答内容

Q 1. 人件費や資材関係の費用が上がり、工事費用の予測が困難。

慎重に検討のうえ料金改定が必要。

A 1. 口径を小さくすることで工事費用の削減につながるよう工夫している。

修繕で延命するなど、コストの抑制に努めている。

### (3) 確保する事業費の評価

#### ② 主な質疑応答内容

Q 2. 資産維持率について、標準 3 %を0.9%に設定しているが、  
資産維持費：約 8 億円で足りるのか？

A 2. 前回（H28年度）の料金改定では、資産維持率0.45%と今回の半分で設定。  
残りは企業努力でカバーしてきた。  
現体制で抱えきれぬ耐震化工事の規模の更新を考えると、0.9%の設定となる。

---

Q 3. 県の人口予測の下方修正を、今回の試算に反映しているか？

※ 県HP発表 2060年（R42年）人口は、前回の推計と比較して約13万人下振れ

A 3. 県が示した見直しデータ（以前より悪化した数値）とは異なる。

料金改定の際は、直近データを反映させて試算する。

➡ 今回、R 7 決算の給水人口をもとに、R9～13年度の給水収益を再推計した。

## 給水収益の下方修正

### ▷ R 9～13年度（5年間）の給水人口（推計）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
R7推計(人)	65,740	64,500	63,260	62,020	60,780	59,540	58,331	303,931
R8推計(人)	65,200	63,833	62,466	61,099	59,732	58,366	57,143	298,806
差 引(人)	-540	-667	-794	-921	-1,048	-1,174	-1,188	<b>-5,125</b>

- 社人研推計値は、R 2年の国勢調査（10/1時点）をもとに、5年ごとの人口を推計（R 5年に公表）しているため、数値がやや古い情報となっている。
- R 7年度の給水人口65,200人（実績）を起点に、R 9～13年度の給水人口を推計した結果、**5年間の合計で5,125人（年平均で1,025人）の下方修正が必要。**

## 給水収益の下方修正

### ▷ R9～13年度（5年間）の給水収益を修正

	R9	R10	R11	R12	R13	計
給水収益修正額（千円）	-26,543	-31,473	-35,813	-40,118	-40,597	<b>-174,544</b>

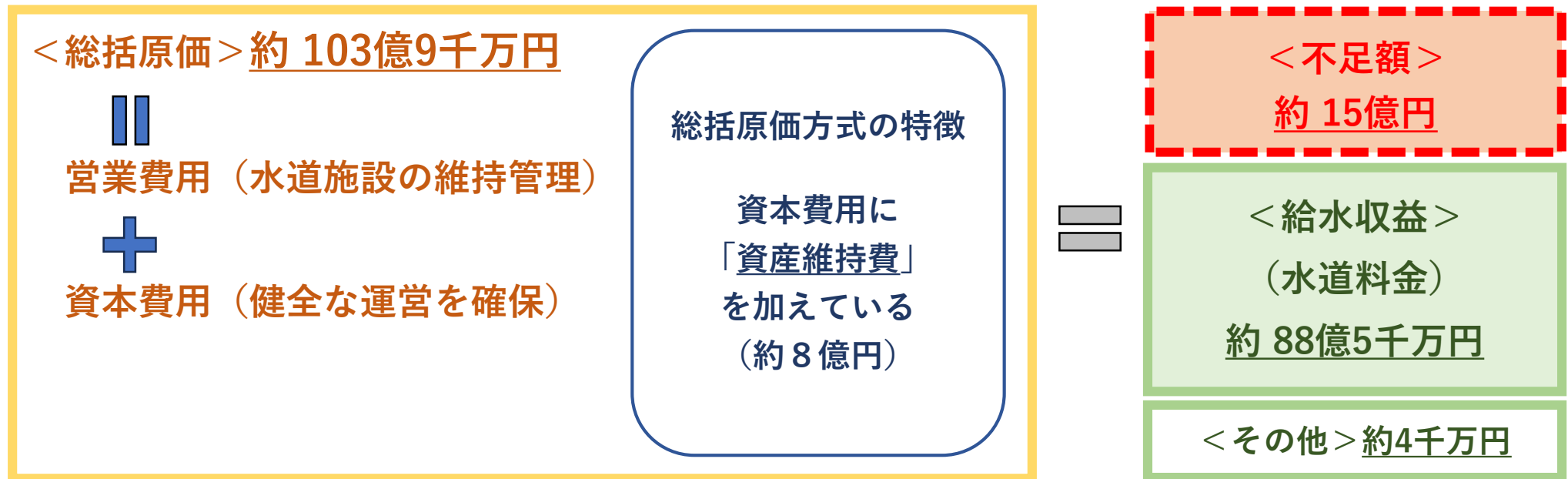
- 給水収益 = 有収水量（給水人口 × 1人あたり有収水量） × 供給単価
- 給水人口の下方修正をもとに、料金改定期間（R9～13年度、5年間）の給水収益を推計した結果、年平均で約3,500万円が更に減収（料金改定率2%相当）となる見込み。

➡ **平均改定率を15%から17%へ修正する必要がある。**

## 必要な事業費と財源

水道事業で今後5年間（R9～13年度）に必要な費用（総括原価）から財源不足額を試算

※給水人口の下方修正により給水収益が減少、不足額13億2千万円を15億円に修正

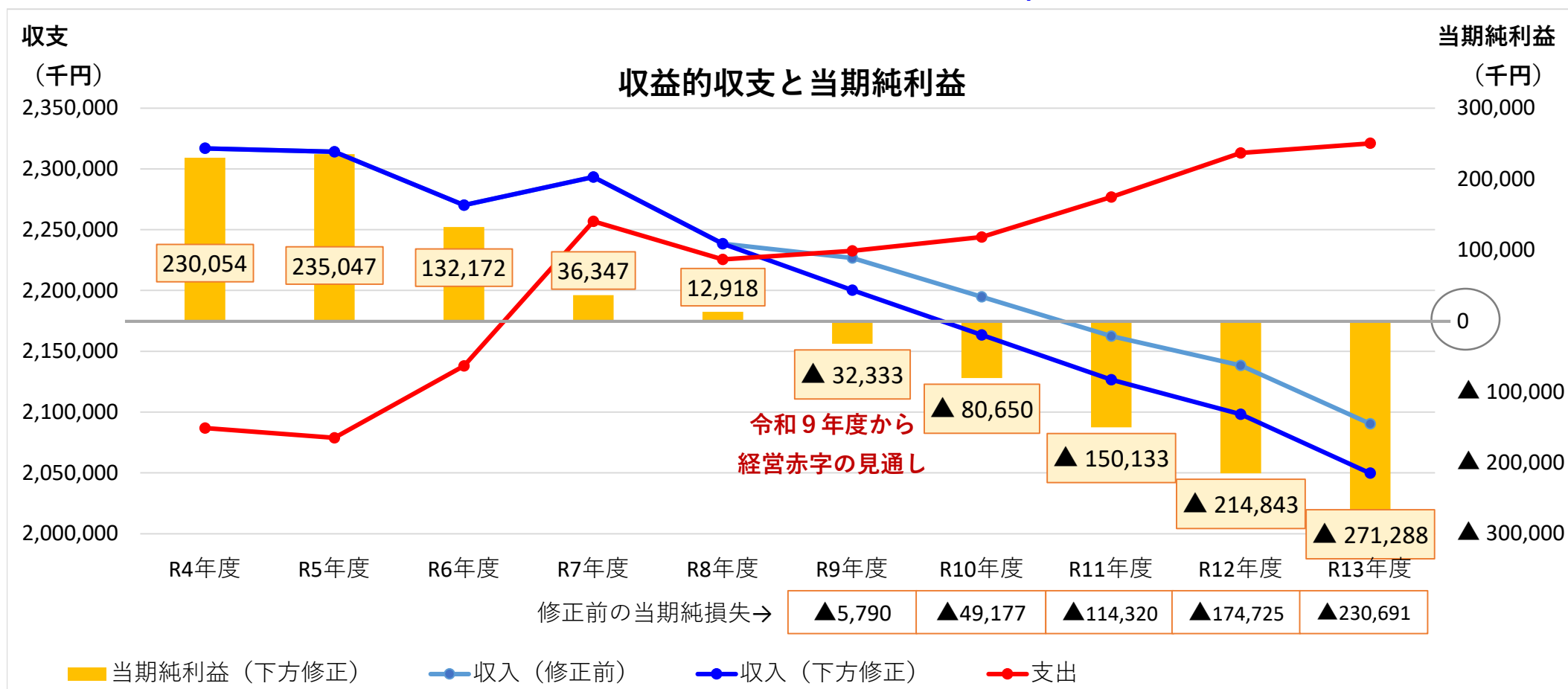


不足額を水道料金で補う場合、現在の料金から17%程度の値上げに相当すると試算

## 収益的収支（収益見込の修正） ※料金改定しなかった場合

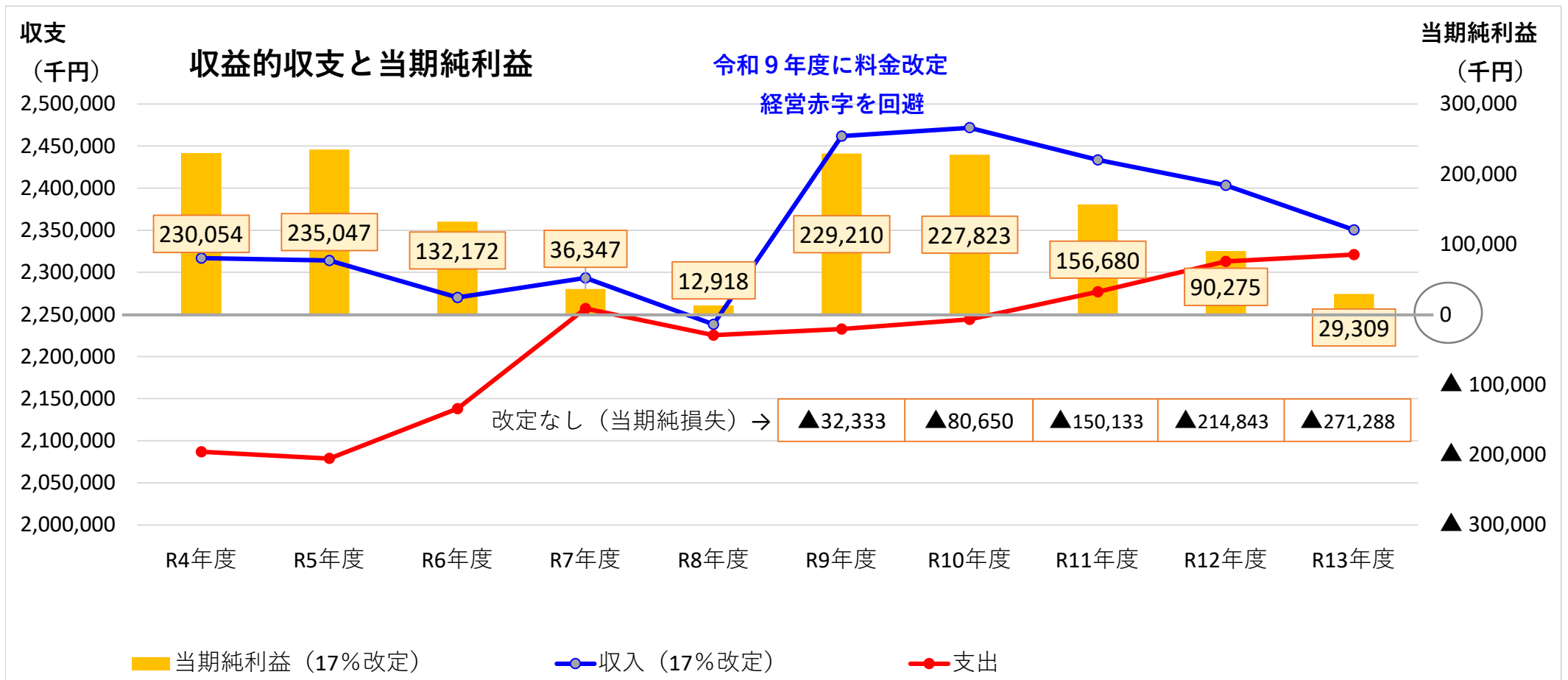
- 給水収益の減少が続く一方で、物価の高騰や人件費の上昇等により支出は増加

※給水人口の下方修正をもとに給水収益を再計算（1年あたり約3,500万円 下方修正）



## 収益的収支 ※17%の料金改定を行った場合

- R9料金改定により給水収益増加 R9～13年度までの純利益（黒字）を確保できる見込み



## (4) 経営改善の評価

### ① 事務局からの説明事項

- 今後実施可能な経費削減策を検討

削減効果（見込）：令和9～13年度（5年間）、△約2億6,800万円

改善項目	← 料金算定期間 →						効果(5年間)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
1 収納窓口の見直し（負担金見直し、統合）	-5,800	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800
2 請求サイクルの見直し（2か月毎の請求へ変更）	-	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
3 クレジット決済取りやめ	-450	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250
4 宿日直業務（専属から兼任へ変更）	-	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
5 職員減（中央監視の整備、段階的に無人化など）	-4,150	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800
<b>合計</b>	<b>-10,400</b>	<b>-28,050</b>	<b>-55,450</b>	<b>-61,450</b>	<b>-61,450</b>	<b>-61,450</b>	<b>-267,850</b>

※上表の金額については、令和7年度2月時点の試算であり、変動する可能性がある。

## (4) 経営改善の評価

### ② 主な質疑応答内容

#### (1) 窓口統合

Q 1. 本庁、支所窓口の統合は市民サービスの低下にはならないと思う。

できるところから経費削減を進めてほしい。

A 1. 市民サービスの低下になり過ぎないように配慮しつつ、継続的に経費削減を検討していきたい。

---

#### (2) 請求サイクルの見直し

Q 2. 水道料金を2か月分まとめて支払うことが難しい人もいるので、配慮して欲しい。

A 2. 分割収納で対応するなど、家計の状況に合わせて対応したい。

Q 3. 分割払いを希望する場合は、口座振替を条件としてはどうか。

A 3. 口座振替を推奨し、納付書発送等に係る経費の削減に努める。

## (5) 料金単価の設定

### ① 事務局からの説明事項

- 総括原価を基本料金と超過料金に配分
  - 用途別に異なる改定率を設定。家庭用と業務用の料金較差を縮減
- ➔ 将来的に口径別料金体系へ移行できるように調整

### ② 主な質疑応答内容

Q. 改定率のうちでは家庭用が最も高いが、市民から不満の声が出ないか？

A. 改定率ではなく、改定額（値上げする額）で表示するように工夫する

※17%改定した場合の料金単価表を作成

## (5) 料金単価の設定（全用途の平均改定率 = 17%に修正）

（税抜き 円）

用途	区分（水量）	旧料金	15%改定	上昇額	17%改定	上昇額
家庭用	基本(8m <sup>3</sup> まで)	1,430円	1,700円	270円	1,690円	260円
	超過	247円	290円	43円	300円	53円
業務用	基本(10m <sup>3</sup> まで)	2,500円	2,800円	300円	2,760円	260円
	超過	335円	360円	25円	370円	35円
工業用	基本(200m <sup>3</sup> まで)	47,000円	52,100円	5,100円	54,000円	7,000円
	超過	335円	360円	25円	370円	35円
浴場用	基本(170m <sup>3</sup> まで)	14,600円	14,600円	0円	14,600円	0円
	超過	145円	145円	0円	145円	0円

### 【17%改定】

**基本料金**：家庭用、業務用とも260円値上げ

**超過料金**：家庭用を多めに値上げ（値上げ額：家庭用53円 業務用35円）

### 家庭用 新旧水道料金の比較（税込）

※ 1か月に20m<sup>3</sup>使用される場合 旧料金：4,833円 新料金：5,819円（986円値上げ）

## まとめ（ご意見をいただきたい事項）

### （1）料金改定の算定期間

3～5年が標準 今回の試算：R 9～13年度（5年間）

### （2）料金体系の選択（用途別または口径別）

口径別が主流 今回の試算：用途別を継承（口径別への移行に向け調整）

### （3）確保する事業費の評価（5年間の不足額：約15億円）

8次整備計画など、耐震化工事を促進 ※給水人口を下方修正、不足額を修正

### （4）経営改善の評価 ※前回の説明事項

R 9～13年度（5年間）、約2億6,800万円の経費削減案を実施予定

### （5）料金単価の設定（平均改定率17%程度）

20m<sup>3</sup>の水道料金（税抜） 家庭用5,290円（896円増） 業務用6,460円（610円増）